

# 所得税の確定申告が始まります

問い合わせ 筑紫税務署 ☎(923)1400 自動音声案内

確定申告に関する問い合わせは「0」番を、国税に関する一般的な問い合わせは「1」番を、当税務署にご用の方は「2」番を選択してください。

## 平成29年分の確定申告をしなければならない人

所得税	<p>①給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を一家所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人など</p> <p>②公的年金等に係る雑所得のみの人で、雑所得金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です（この場合であっても市県民税の申告は必要になる場合があります）。</p> <p>③所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える人</p>
贈与税	<p>①個人から年間110万円を超える財産をもらった人</p> <p>②相続時精算課税制度の適用を受ける人（既に相続時精算課税の適用を受け、平成29年中に特定贈与者から財産をもらった場合、上記①の基準以下でも申告が必要。）</p> <p>③住宅取得資金等の非課税制度の適用を受ける人</p>

## マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。



申告書には  
**マイナンバー**の記載が必要です！



申告書などには、  
**マイナンバー**の記載  
+  
申告者ご本人の本人確認書類の  
提示または写しの添付  
が必要です。

※扶養親族などがある場合は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

## 申告期限

**所得税・贈与税の申告と納税は  
平成30年3月15日(木)まで**

## 所得税の還付申告をすることができる場合

- ①金融機関等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した場合【住宅借入金等特別控除】
- ②病気や出産などで、多額の医療費を支払った場合【医療費控除】
- ③火災や風水害、盗難などにより被害を受けた場合【雑損控除】
- ④寄附金や義援金を支払った場合【寄附金控除等】
- ⑤年途中で退職し、再就職していない場合…など

申告書等の作成は、ご自宅等から**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」**で!!

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 申告会場：筑紫税務署の申告会場を 「イオンモール筑紫野」に開設します

会場：イオンモール筑紫野 3階 イオンホール  
(筑紫野市立明寺434-1)

期間：2月16日(金)～3月15日(木)  
ただし、土・日曜日は休みです。

受付：午前9時～午後4時

※この期間は、筑紫税務署での確定申告を行っておりません。  
※当申告会場をご利用の人で、前年の申告書の控えをお持ちの人は、参考として前年分の申告書の控えをご持参ください。

※開場時(午前9時)は、1階『G-4 パープルコート エスカレーター入口』にお並びいただいた人から優先して会場へご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

※イオンモールへのお問い合わせはご遠慮ください。

## 3月の確定申告会場は大変混み合います

確定申告会場は、会場開設当初と申告期限間近は、特に混雑することが予想されます。

イオンモール筑紫野 確定申告会場の混雑予想

